

東京都北区物品等指名競争入札参加者指名基準

平成30年3月7日

副 区 長 専 決

1. 目的

この基準は、東京都北区公契約条例の基本方針及び東京都北区契約事務規則（昭和39年3月東京都北区規則第4号）第35条及び第35条の2の規定に基づき、区が発注する物品の買入れその他の契約に係る指名競争入札の参加者（以下「入札参加者」という。）を指名するに当たり、必要な事項を定め、透明性、競争性及び公正性を確保した契約を締結することを目的とする。

2. 指名の判断事項

入札参加者の指名に当たっては、区が発注しようとする契約（以下「発注契約」という。）の予定価格に応じて次に掲げる事項を総合的に考慮して行うものとする。

- (1) 経営及び信用の状況
- (2) 不誠実な行為の有無
- (3) 指名及び受注の状況
- (4) 官公庁等における契約実績
- (5) 既発注契約の履行状況
- (6) 発注契約における地理的条件
- (7) 発注契約の内容に適した専門性及び技術的適正
- (8) 発注契約に対する履行能力
- (9) 発注契約に要する資格要件の適否

3. 指名方法

(1) 指名する場合の一般的基準は、次のとおりとする。

① 契約案件ごとに最も適していると判断される業種（発注予定表で示した申込業種をいう。）から指名する。

② 経営規模、技術力等を勘案し、業者の履行能力が概ね同等の者を指名する。

(2) (1)により指名する場合には、次の各号のいずれかに該当する者を、他の者に優先して指名することができる。

① 北区内に本店若しくは支店又は営業所を有する者

② 同種契約事案の履行成績が良好以上と認められるもの

③ 過去、同一の契約事案に係る前回の契約業者

4. 指名の制限

契約担当者は、次の各号のいずれかに該当する者を指名することができない。

- (1) 東京都北区競争入札参加資格有資格者指名停止基準（昭和63年4月1日制定）に基づく指名停止期間中であるなど指名から除外する期間中である者
- (2) 契約書に基づく契約の履行状況が良好でないと認められる者
- (3) 経営状況が著しく不健全であると認められる者
- (4) 同時期に別に発注する契約事案に指名を予定している者。ただし、同時期の発注契約事案数に比して指名することのできる者の数が少ない場合にはこの限りでない。
- (5) 同一の発注契約事案において、事業協同組合を指名した場合の当該組合の組合員
- (6) 前各号のほか、2の各号を調査した結果、指名することが不適切と認められる者

5. 指名業者数

指名業者数は、物品の買入れ（印刷を含む。）契約については別表1、賃借、委託契約については別表2のとおりとする。

ただし、発注機会の極めて少ない業種から指名する場合、登録業者数の少ない業種から指名する場合などの指名については、表に掲げる業者数にかかわらず指名することができる。

6. 指名の特例

仕様が特殊である等特別な事情がある契約事案に係る指名については、この基準を適用しないことができる。

付 則

この基準は、平成30年度契約案件から適用するものとする。ただし、30年度準備契約案件を除く。

付 則（7北総契第2415号 令和7年12月17日 副区長専決）

この基準は令和8年1月1日から施行する。

付 則（7北総契第2657号 令和8年2月10日 副区長専決）

この基準は令和8年4月1日から施行する。

別表1（物品の買入れ（印刷を含む。）契約）

発注標準金額	指名業者数
2,000万円以上	8者程度
1,000万円以上 2,000万円未満	7者程度
300万円以上 1,000万円未満	5者程度
150万円超 300万円未満	3者程度

別表2（貸借、委託契約）

発注標準金額	指名業者数
5,000万円以上	8者程度
2,000万円以上 5,000万円未満	7者程度
1,000万円以上 2,000万円未満	6者程度
300万円以上 1,000万円未満	4者程度
80万円超 300万円未満	3者程度